

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

292 ジアフェニルスルホン（皮膚科13）

<平成26年2月24日>

○ **標榜薬効（薬効コード）**

その他の外皮用薬（269）

○ **成分名**

ジアフェニルスルホン【内服薬】

○ **主な製品名**

レクチゾール

○ **承認されている効能・効果**

- 1 持続性隆起性紅斑、ジューリング疱疹状皮膚炎、天疱瘡、類天疱瘡、色素性痒疹
- 2 ハンセン病〈適応菌腫〉本剤に感性のらい菌 〈適応症〉ハンセン病

○ **承認されている用法・用量**

- 1 持続性隆起性紅斑、ジューリング疱疹状皮膚炎、天疱瘡、類天疱瘡、色素性痒疹
ジアフェニルスルホンとして、通常、成人1日50～100mgを2～3回に分けて経口投与する。
- 2 ハンセン病
ジアフェニルスルホンとして、通常、成人1日75～100mgを経口投与する。
原則として、他剤と併用して使用すること。
なお、年齢、症状により適宜増減する。

○ **薬理作用**

抗炎症作用（活性酸素の産生抑制、マクロファージからサイトカイン（IL類，TNF類）の産生抑制）

○ **使用例**

原則として「ジアフェニルスルホン【内服薬】」を「シェーンライン・ヘノッホ紫斑病」に対し小児に0.5～1.5mg/Kg/日、成人に50～150mg/日を処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ **使用例において審査上認める根拠**

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ **留意事項**

当該医薬品は、重篤な薬疹等が生ずる場合があります、当該医薬品の副作用に精通した医師の管理のもとで使用されるべきであること。

○ **その他参考資料等**

血管炎・血管障害ガイドライン（日本皮膚科学会ガイドライン）
日本泌尿器科学会）